

地球温暖化について (2)

三原啓子

5. COP3 と京都議定書

1997年12月に京都市で開催された第3回気候変動枠組み条約締約国会議COP3 (Conference of the Parties 3) において、地球温暖化を防止するためにCO₂などの温室効果ガスの排出削減計画を定めた国際的な合意文書を京都議定書という。

温暖化に関する研究報告としては、1886年に、スウェーデンの科学者スバンテ・アレニウスが「人間活動が出す二酸化炭素CO₂で、大気中の濃度が上がる可能性がある」「もし、大気中のCO₂が2倍になったら、気温は5°C上昇するだろう」と述べているのが最初である。1960年代になり、アメリカの気象学者チャールズ・キーリングが1958年からのハワイのアウナロア山での測定の結果、年々、CO₂濃度が増えていると報告した。

環境問題全般についての大規模な国際会議としては、1972年に、「かけがえのない地球」をキャッチ・フレーズとして、ストックホルムで国連人間環境会議が開かれたのが、初めてである。環境の世界共通原則「人間環境宣言」が採択された。1988年には、カナダのトロントで国際会議が開かれ、CO₂を減らす量を20%にすることを提案した。また、国連に気候変動に関する政府間パネル (IPCC) が設立された。

1992年には、リオデジャネイロで開かれた地球サミットで、気候変動枠組条約と生物多様性条約が採択され、1994年に気候変動枠組条約発効した。条約では、産業革命以降、多量に温室効果ガスを出してきた「先進国40か国」と、それ以外の「開発途上国」とに分けている。地球温暖化への責任が先進国と途上国とで違い、それぞれの国が「共通だけど違いがある責任」として合意している。

目的として、①大気中の温室効果ガスの濃度を、人間の活動によって気候システムに危険な影響をもたらさない水準に安定化すること、②先進国の努力規定として、温室効果ガスの排出量を1990年代の終わりまでに、1990年レベルに回帰させることとしている。

1995年、ベルリンで気候変動枠組条約第1回締約国会議（COP1）が開催され、1997年には、京都でCOP3が開かれ、京都議定書採択された。

京都議定書では、2008～2012年の5年間に、「先進国」の温室効果ガスの排出量を1990年と比べて、5%減らすことを目指している。温室効果ガスの削減目標を国ごとに定め、EU15カ国は8%、アメリカ（離脱）は7%、日本6%、などとした。

温室効果ガスを減らす数値目標を達成するために京都メカニズムを決めた。①排出枠が決められている先進国どうして、排出枠の一部の移転を認める制度（排出量取引）、②先進国間で排出削減事業を共同で行い、削減できた分を共同で行った国間の移転を認める制度（共同実施）、③先進国が途上国で実施した事業の削減分を獲得することを認める制度（グリーン開発）などである。

2007年インドネシア・バリでCOP13が開かれ、IPPC第4次評価報告書が発表された。2008年には、京都議定書の第1拘束期間（2008～2012年）がはじまった。

大気中のCO₂は、産業革命後、植物や海などが自然に吸収するCO₂の量を越えて、人間の活動がCO₂を出すようになったからである。これ以上増やさないためには、自然が吸収するCO₂の量と人間の活動が出すCO₂の量を釣り合うようにしなければならない。未来社会のシナリオから、自然や社会に与える影響の予測し、危険なレベルは2℃を越える上昇と分かってきた。

2009年に、第4次評価報告書を踏まえ、コペンハーゲンでCOP15が開催された。京都議定書の拘束期間が終わる2013年以降の温暖化防止の行動計画は持ち越しになった。コペンハーゲン合意は以下のとおり採択された。①気温上昇は2℃を越えるべきでない。温室効果ガスの大幅な削減に合意する。できるだけ早く排出量を減少に転じさせるために努力する。②先進国は、2020年の温室効果ガスの削減目標を約束する。各国の目標は2010年1月中にリスト化する。③途上国は、国内法などにより削減計画を実行し、リスト化する。状況を2年ごとに公開する。④森林減少の防止、森林吸収源の対策に資金が回る仕組みをつくる。⑤協定の取組状況を2015年までに検証し、その際には長期目標を再検討する。

6. 地球温暖化対策基本法案の制定

地球温暖化ガスの排出量削減のために、地球温暖化対策基本法を早期に制定しなければならない。温室効果ガスを大幅に削減するために2020年の中期目標を明確にすることが重要であり、麻生首相は2009年6月に、中期目標として、2005年比15%削減（1990年比で8%削減）とすると発表し、国際会議で不名誉な「化石賞」を贈られた。

政権交代が行われ、2009年9月の国連気候変動首脳会議で、鳩山首相は、「2020年までに1990年比で25%削減する」と演説し、歓迎された。しかし、具体化が進まず、国連の交渉の場で政府代表が、削減目標の基準年について後退発言をするなど、世界から批判されている。

わが国が先進国としての国際的義務を果たすために、長期目標として2050年までに80%削減

を目指し、京都議定書での約束である2012年までに、1990年比6%削減の目標を達成しなければならない。残念ながら日本の排出量は、減少に向かわず、1990年比で2005年6.2%、2006年6.4%、2008年8.7%と増加している。

わが国の最大の排出源は産業界であり、産業界の実質的な削減を実現しなければならない。さらに、産業界の排出量は、特定の大口排出施設に極端に集中している。大幅削減を実現するためには、大口排出業界で削減することが重要である。財界の自主性にまかせるのではなく、削減の期限と目標を明らかにした公的協定を結び、排出量の大部分を占める産業界の削減見通しを明らかにすべきである。大口排出施設を持つ産業や企業について、政府との間で公的な削減目標を明記することを義務づける。

具体的には、①実質的な削減を加速するために、「国内排出量取引制度」を導入する。これは、排出量が一定量を上回る事業所ごとに政府による審査を通じて削減目標を設定し、目標以上に削減した事業所はその分を売却し、目標を達成できない事業所は削減枠として購入できる制度を実施する。②化石燃料の使用削減を促進するために、環境税を導入する。徴収された税金は地球温暖化対策に特化して使う。③エネルギー政策の重点を自然エネルギーの開発・利用に転換する。そのため、自然エネルギーによる電力を固定価格で買い取る制度を早急に導入する。住宅用太陽電池パネルの設置補助を増加させる、コージェネレーション（排熱を熱供給に利用すること）でエネルギーの利用率を40~70%代まで引き上げる。④大量生産・大量消費・大量廃棄の風潮をおおもとから正す政策に本格的に取り組む。⑤人にやさしく環境を大事にする社会を作るために、持続可能な発展を目指すなどである。

日本の温室効果ガス排出削減は遅々として進まず、むしろ全体として1990年比で増加の傾向にある。気温上昇を2℃以内に抑えるために、我が国の国際的な責任を果たすために、早期に、地球温暖化対策基本法を制定することが望ましい。

政府が今国会に提出予定の地球温暖化対策基本法案の概要は下記のとおりである。①温室効果ガス排出量を2020年までに、1990年比25%削減する、②2050年までに、1990年比80%削減する、③一次エネルギー供給量に占める再生可能エネルギーの割合を2020年までに10%とする、④地球温暖化対策税（環境税）の2011年度実施を検討する、⑤国内排出量取引制度を創設する。基本法施行後1年以内に関連法案を定める、⑥再生可能エネルギーの全量固定価格買い取り制度を創設する

国内排出量取引制度については、総量方式で規制すべきであるが、生産量当たりの排出量を規制する原単位方式にも触れている。原単位方式では、全体としての削減とならない。さらに、具体的な制度設計は1年以内として、先送りした。また、基本法と同時発表するはずだった1990年比25%削減の中期目標達成の工程表は棚上げされている。経済産業省が改定作業を進めるエネルギー基本計画や成長戦略との統合性を巡り、調整が難航しているといわれる。

今年中に国会で審議されると思われるが、骨抜きになり、形だけの法律にならないよう監視する必要がある。

[完]